

循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分）

8, 421百万円（10, 527百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

1. 事業の必要性・概要

湖沼等公共用水域等の水質汚濁の大きな原因となっている生活排水対策を推進し良好な水環境や健全な水循環を確保するため、浄化槽整備に対する国の助成制度の一層の充実・強化を図る。

○改正内容

・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業の延長

22年度、23年度に実施してきた低炭素社会型浄化槽整備推進事業について、日本における温室効果ガスの削減目標達成のための浄化槽分野におけるCO₂削減対策の促進を図るため、制度を延長する。

2. 事業計画（業務内容）

市町村が実施する浄化槽の整備に関する事業の実施に要する費用の一部を国庫助成。

助成率：1／3（一部事業1／2）、助成先：市町村等

3. 施策の効果

浄化槽の整備を推進することにより、湖沼等公共用水域等における生活排水対策が進み、良好な水環境や健全な水循環が確保できる。

<復興庁に予算計上>

・低炭素社会対応型浄化槽集中導入等事業

東日本大震災により被害のあった地域において、低炭素社会対応型浄化槽（個人設置型、市町村設置型）及び通常の浄化槽（個人設置型）の迅速な整備について、東日本大震災復興交付金（復興庁計上）により手厚い財政支援を行い、被災地の生活排水対策の早期回復を図る。